

2020年3月27日

区市町村障害者福祉主管課 御中
意思疎通支援事業受託事業者 御中

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター

新型コロナウイルスの感染が疑われる聞こえない方の相談・受診などの対応について

日頃より当センターの事業にご理解ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、現在、東京都内でも新型コロナウイルスの感染者数が増加しています。今後、聴覚障害者やその家族などが新型コロナウイルスに感染・または感染の可能性があります。新型コロナ受診相談窓口への連絡の際の手話通訳や、医療機関での受診・検査などのため、手話通訳者の派遣要請があるかもしれません。

そのような手話通訳の要請があった場合、当面の間、当センターでは下記のとおり対応いたします。今後ともご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

記

1. 手話通訳者派遣について

- ①手話通訳者派遣の相談・依頼があれば、その聴覚障害者が在住する当該自治体の障害福祉主管課に連絡・相談する。
- ②当該自治体に派遣有無の判断を仰ぎ、どのように手話通訳での対応をするのか確認する。
 - 例) 設置手話通訳者の派遣などや、遠隔による手話通訳体制の有無の確認など
 - 例) 医療機関などで手話通訳者の手配の有無や、医療機関での派遣の対応の可否の確認など
- ③区市町村との契約による意思疎通支援事業での派遣での対応を求められた場合は以下のいずれかにより派遣する。
 - ・意思疎通支援事業の範囲で対応が可能であれば遠隔による手話通訳で対応する。
 - ※派遣時間のカウントなどは別途相談。
 - ※遠隔で対応するためのタブレット端末は台数に限りあり。
 - ・自治体や医療機関と連携し、手話通訳者の感染対策を求め、当センター職員を派遣する。

2. 登録手話通訳者・登録要約筆記者の健康管理や感染予防について

当センターでは登録手話通訳者・登録要約筆記者（職員含む）に対して以下のお願いをしています。

①健康管理と感染予防について

- ・手洗いやうがい、マスクの着用などを行い、健康管理と感染の防止に努める。
- ・最も感染拡大のリスクを高める環境での行動を十分抑制する。
※換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集空間、間近で会話や発声をする密接

②派遣（担当）日には必ず検温を行い、発熱の有無を確認する。

- ・37.5 度以上の発熱がある場合は、自己判断で派遣（担当）に応じるのではなく、必ず当センター担当者に連絡する。

③当センターへの報告・連絡・相談について（以下に該当する場合は当センター担当者に連絡する）

- ・登録手話通訳者・登録要約筆記者自身の体調不良の場合
風邪の症状や発熱（37.5 度以上）・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

④登録手話通訳者・登録要約筆記者自身や家族・職場など濃厚接触者の感染が発覚した場合・感染の可能性がある場合

⑤海外への渡航について最新の情報に注意し、不要不急の渡航は中止または延期を検討する。海外に渡航する場合は国・地域や目的を問わず、事前に渡航国（地域）・出国および帰国日を当センター担当者に報告する。

●参考

- ・東京都福祉保健局ホームページ

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について（聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方向け）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/coronasodanfax.html>

<本件の問い合わせ先>

東京手話通訳等派遣センター 事務統括 江原

TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

Eメール tohakyo@tokyo-shuwacenter.or.jp